

○松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

平成28年10月27日告示第296号

改正

平成30年4月1日告示第129号

平成30年7月31日告示第250—2号

令和元年9月27日告示第81号

令和3年3月31日告示第140号

令和6年4月1日告示第198号

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 松阪市が行う総合事業は、次に掲げることを目的とする。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとし、事業内容は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）のうち次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業 法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第1条第2号に規定する指定相当第1号事業のうち第1号訪問事業として行うサービス（以下「指定相当訪問型サービス」という。）、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松阪市告示第299号）（以下「訪問型サービスA基準要綱」という。）第2条第1号に規定する緩和した基準による第1号訪問事業（以下「訪問型サービスA」とい

う。)及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施要綱(令和6年松阪市告示第 号)に規定する住民主体による訪問サービス(以下「訪問型サービスB」という。)

イ 第1号通所事業 法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1条第2号に規定する指定相当第1号事業として行うサービスのうち第1号通所事業として行うサービス(以下「指定相当通所型サービス」という。)、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松阪市告示第300号)(以下「通所型サービスA基準要綱」という。)第2条第1号に規定する緩和した基準による第1号通所事業(以下「通所型サービスA」という。)及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型通所サービス事業実施要綱(平成28年松阪市告示第303号)に規定する住民主体型通所サービス(以下「通所型サービスB」という。)

ウ 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)

(2) 住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業(以下「一般介護予防事業」という。)として次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(事業の実施)

第5条 市長は、総合事業(介護予防ケアマネジメント事業を除く。)の実施について、適切な事業運営が確保できると認められる法人等を指定し、又は当該法人等に委託し、若しくは事業に係る経費を補助することができるものとする。

2 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、市長が認めたときは、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

3 第1項に規定する指定又は委託若しくは経費の補助に関して必要な事項は、別に定める。

(受託者の遵守事項)

第6条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(事業の対象者)

第7条 第4条に掲げる総合事業の対象者は、被保険者(本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市内に所在する住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者を含む。)のうち次に掲げる者とする。

(1) 第4条第1号の事業にあっては、省令第140条の62の4各号に規定する被保険者

(以下「居宅要支援被保険者等」という。)

(2) 第4条第2号の事業にあっては、第1号被保険者。ただし、同号オの事業にあっては、本市に居住地を有する介護保険の被保険者

(3) その他市長が適当と認めた者

(利用の中止等)

第8条 市長は、総合事業の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

(1) 健康状態に変化がみられ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。

(2) 利用者の主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。

(3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(総合事業に係る支給費)

第9条 法第115条の45の3第1項に規定する介護予防・生活支援サービス事業に係る支給費の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービス

第4条の規定によりサービスの種類ごとに算定された介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80又は100分の70）に相当する額

(2) 訪問型サービスA及び通所型サービスA

別表第1に定める額の100分の90

(3) 訪問型サービスB

別表第1に定める額から、別表第2に定める利用料を減じた額

(4) 通所型サービスB

別表第1に定める額

(5) 一般介護予防事業

別表第1に定める額

(利用料)

第10条 総合事業の利用料は、別表第2に定める利用料を負担するものとする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料は、総合事業を実施する者が、これを徴収する。

(支給限度額)

第11条 居宅要支援被保険者が事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支

給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第12条 市長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 前項の支給額の算定は、居宅要支援被保険者等が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る利用者負担の一月の合計額が、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第29条の2の2に規定する上限額を超えるときに、法第51条に規定する高額介護サービス費又は第61条に規定する高額介護予防サービス費の額を算定した後に、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第13条 市長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担及び医療保険給付に係る自己負担額の家計に与える影響を考慮し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 前項の支給額の算定は、居宅要支援被保険者等が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る自己負担額及び医療保険給付に係る自己負担額の一年間の合計額が、令第29条の3に規定する上限額を超えるときに、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費又は第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の額を算定した後に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

（指定事業者の指定の申請）

第14条 指定事業者の指定は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

（1） 第4条第1項第1号アに規定する第1号訪問事業のうち、指定事業者により実施する指定相当訪問型サービス及び訪問型サービスA

第1号訪問事業に係る事業者の指定を受けようとする者

（2） 第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業のうち、指定事業者により実施する指定相当通所型サービス及び通所型サービスA

第1号通所事業に係る事業者の指定を受けようとする者

（指定事業者の指定の更新の申請）

第15条 指定事業者の指定の更新は、前条各号に掲げるサービスに応じて、それぞれ当該各号に定める者からの申請により行う。

(指定の基準)

第16条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(2) 訪問型サービスA

訪問型サービスA基準要綱に規定する基準

(4) 通所型サービスA

通所型サービスA基準要綱に規定する基準

(指定の有効期間)

第17条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、6年間とする。

2 前項にかかわらず、第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護を、または第1号通所事業と法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業所の指定有効期間は、当該訪問介護または通所介護に係る指定の有効期間の満了日までの期間とする。

(指導及び監査)

第18条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この告示の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則（平成30年4月1日告示第129号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年7月31日告示第250—2号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日告示第81号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第140号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日から令和3年9月30日までの間、改正後の別表第1及び別表第2に規定する事業の単価（基準報酬分、加算は除く）について、それぞれの所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定する。

附 則（令和6年4月1日告示第198号）
この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

介護予防・生活支援サービス事業

事業名		事業内容及び実施体制	事業の単価
第1号訪問事業（訪問型サービス）	指定相当訪問型サービス	訪問型サービス 事業所指定により実施	国の定める第1号事業支給費基準額と同額。月額 の包括報酬と利用1回 ごとの単価。
	訪問型サービスA（訪問A）	主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による生活支援を中心としたサービス 事業所指定（A1）	20分以上45分未満 1回1,610円 45分以上 1回1,980円
	訪問型サービスB（訪問B）	住民主体による軽度な家事援助を実施するサービス 補助により実施	事業を実施する者に対し別途定める補助金要綱に基づき補助
第1号通所事業（通所型サービス）	指定相当通所型サービス	通所型サービス 事業所指定により実施	国の定める第1号事業支給費基準額と同額。月額 の包括報酬と利用1回 ごとの単価。
	通所型サービスA（通所A）	主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス 事業所指定又は委託により実施	2時間以上 1回 2,830円（送迎体制なし） 3,330円（送迎体制あり） 5時間以上 1回 3,050円（送迎体制なし） 3,550円（送迎体制あり）

ビス)			り)
	通所型サービスB (通所B)	住民等のボランティア主体により提供される、要支援者等を中心とした介護予防に資する自主的な通いの場を提供するサービス 補助及び委託により実施	開設費の補助及び運営の委託 利用者5人以上 開設費の補助（上限額を別途規定） 運営の委託料1回2,500円（所定の運営実施時間又は参加人数を超える場合、それぞれ2,500円を加算する。ただし、年間の上限額を別途規定）
第1号 介護 予防 支援 事業	介護予防ケアマネジメント	利用対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、心身の状況、置かれているその他の状況に応じた選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から必要な援助を行う。 ケアマネジメントAは、介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。 ケアマネジメントBは、緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議を省略したものをいう。 ケアマネジメントCは、緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的に、サービスの利用又は地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。	従前の介護予防支援相当については、国の単価と同額 ケアマネジメントAは、 初回7,420円 継続4,420円 ケアマネジメントBは、 初回6,210円 継続3,210円 ケアマネジメントCは、 初回4,420円

		地域包括支援センターが実施、又は指定居宅介護支援事業所への委託により実施 委託連携加算 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日に属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として加算する	委託連携加算 3,000円
その他事業	高額介護予防サービス費相当事業	法第61条に規定する高額介護予防サービス事業に相当する事業市が実施	国の単価と同額
	高額医療合算介護予防サービス費相当事業	法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス事業に相当する事業市が実施	国の単価と同額

一般介護予防事業

事業名	事業の内容及び実施体制	事業の単価
介護予防把握事業	地域包括支援センターや民生・児童委員、医療・介護の関係機関などによる訪問その他の方法で収集した情報等を活用し、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防につなげる事業	
介護予防普及啓発事業	医療や介護を必要とする状態にならないよう65歳到達者対象の教室	委託の場合は、実施規模等に基づく所要

	等を開催して元気なうちから健康増進や介護予防への意識を高める普及啓発を行う事業	額
地域介護予防活動支援事業	①「自主グループ」への支援のほか、住民主体のボランティア等により提供される「つどいの場」の実施、介護予防に関するボランティアの育成や派遣等を行う事業 ②社会福祉法人等に委託して、高齢化や過疎化が進む地域などにおいて、心身の機能低下が見られる方など多様な方が参加し、介護予防に資する交流の場を提供する事業 ③介護施設等でボランティアを行い、自らの介護予防を推進するために実施する高齢者ボランティアポイント事業	①住民主体の「つどいの場」 5人以上 開設費の補助（上限額を別途規定） ②社会福祉法人等への委託による交流の場を提供する事業 委託料（実施規模等に基づく所要額） ③管理機関への委託（実施規模等に基づく所要額）
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組及び機能を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業	委託の場合は、実施規模等に基づく所要額

別表第2（第10条関係）

介護予防・生活支援サービス事業

事業名	利用者負担
指定相当訪問型サービス	1割。ただし、一定以上所得者にあっては2割又は3割とする。
指定相当通所型サービス	

訪問型サービスA (事業所指定：訪問A1)	1割
訪問型サービスB（訪問B）	営利を目的としない金額の範囲内においてサービス提供団体が定める額
通所型サービスA（通所A）	1割
通所型サービスB（通所B）	食事代等の実費を負担
介護予防ケアマネジメント	無料

一般介護予防事業

事業名	利用者負担
介護予防普及啓発事業	無料
地域介護予防活動支援事業 (① 住民主体の集いの場)	食事代等の実費を負担
地域介護予防活動支援事業 (② 社会福祉法人等への委託による交流の場を提供する事業)	1回につき 利用料300円 一般入浴200円 食事代等は実費